

新型コロナウイルス感染症防止に関する主な取り組み

- 1 本会議場等でのマスク着用について
本会議場等において、議員および職員はマスクを着用することとします。
- 2 手指衛生の徹底について
本会議場等への入場者は、入室の際、アレルギーがある場合等の特別な事情がある場合を除き、消毒液による手指消毒を行うこととします。
- 3 座席間隔と換気等について
座席間隔を十分に確保します。また、本会議場等は適宜、窓を開けることなどにより、換気を徹底します。併せて、ドアノブ等の消毒を定期的を実施します。
- 4 一般質問について
一般質問の質問時間は、40分以内とします。
- 5 傍聴について
傍聴室への入室を控えていただき、各庁舎および各支所のロビーに設置してあるテレビでの中継もしくはインターネット中継をご利用いただくようお願いしています。
- 6 その他、危機管理について
議員および職員に発熱等の風邪症状が見られる場合や、感染者または濃厚接触者と認定された場合などの対応については、別途、細かなルールを定めており、感染を最大限に防止します。